2　毒物・劇物及びその他の有毒性物質

表示	
項　目	品　名
毒　物	シアン化水素 塩化シアノゲン 四アルキル鉛 ホスゲン
劇　物	クロルピクリン
毒物・劇物以外の有毒性物質	二酸化窒素（四酸化二窒素） その他これと同程度以上の毒性を有するもの

3　水又は空気と作用して発火性を有する物質

表示	
項　目	品　名
水又は空気と作用して発火性を有する物質	シラン ジシラン トリシラン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの

別表第２（通行制限品目）

1　火薬類及びがん具煙火

表示		車両の種類	要件	
項　目	品　名		積載数量	その他
火　薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆　薬	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		５キログラム以下	
火工品	工業雷管 電気雷管 信号雷管		100個以下	
	導火管付き雷管		25個以下	
	銃用雷管		10,000個以下	
	実包 空包		1,000個以下	
	導爆線		100メートル以下	
	制御発破用コード		20メートル以下	
	導火線		2,000メートル以下	
	信号えん管 信号火せん		100個以下	
	その他火薬類取締法に規定する火工品		その原料をなす火薬10キログラム又は爆薬５キログラム以下	
がん具煙火	がん具煙火			

2　高圧ガス

表示		車両の種類	要件		
項　目	品　名		積載数量	容器の内容積	その他
可燃性ガス及び毒性ガス	亜酸化窒素 アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド（酸化エチレン） 塩化ビニル 塩化メチル（クロルメチル） 塩素 臭化メチル（ブロムメチル） 水素 石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄（亜硫酸ガス） ブタジエン メチルエーテル	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合は、ガス容積60立方メートル以下 液化ガスの場合は、600キログラム以下	120リットル未満	高圧ガス保安法その他関係法令に定める事項を遵守すること。